

令和6年度対象
清水町教育委員会事務等
点検・評価報告書

令和7年8月

清水町教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	点検・評価の対象	1
3	点検・評価の方法	4
4	点検・評価の経過	4
5	清水町教育委員会の自己点検・評価シート（令和6年度実績用）	5
	清水町教育委員会事務等点検・評価委員からの意見・評価	
大項目 1	教育委員会の活動	5
大項目 2	教育委員会が管理・執行する事務	7
大項目 3	教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	8

1 はじめに

この報告書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、令和6年度の教育行政の主要な施策や事務事業の取組状況について、教育に関し学識経験を有する者の意見を活用して点検及び評価を行い、作成・公表するものです。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（昭和 31 年法律第 162 号）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の対象

点検及び評価は、教育委員会の主要な施策・事業を対象として実施するものとし、以下3つの大項目ごとに点検及び評価を実施しました。

(1) 教育委員会の活動

清水町教育委員会では、教育行政の基本的な施策の決定や諸問題の解決策の重要案件等を審議決定するため、原則として毎月1回の定例会を開催し、必要に応じて緊急案件を審議する臨時会を開催していることから、教育委員会会議の運営状況、公開状況、保護者や地域住民への情報発信の状況等を点検及び評価の対象とし、教育委員会組織が自ら行う行為又は活動を中心に、6つの中項目に分け、点検事項として各々に小項目を設けました。

(2) 教育委員会が管理・執行する事務

教育委員会が管理・執行する事務は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第25条第2項及び「清水町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」第2条の規定（※次ページ参照）により、教育長に委任せず教育委員会が合議によって定め実施する事項について、教育委員会が自ら管理・執行する事務として区分し、点検事項を13の項目に分類しました。

なお、この項目については達成状況を測るものではなく、その事務を執行する必要が生じた際に、速やかに実施すべき性質のものであることから、評価は行わず実施内容のみを点検することとしました。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（昭和 31 年 6 月 30 日 法律第 162 号）

（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
- 六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

○清水町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（抄）

（平成30年 清水町教育委員会規則第 5 号）

（委任事務）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (2) 学校その他の教育機関の運営並びに管理の一般方針を定めること。
- (3) 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の任免、その他の人事に関すること。
- (4) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (5) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出に関すること。
- (6) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (7) 学校その他の教育機関の敷地並びに建物の設定及び変更計画に関すること。
- (8) 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の組織する職員団体及び労働組合に関すること。
- (9) 請願、訴訟及び不服申立てに関すること。
- (10) 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する一般方針を定めること。
- (11) 学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第 9 条に規定する以外の教科用図書の採択及び教科用図書以外の教材の使用に関すること。
- (12) 教育職員の研修計画の大綱を定めること。
- (13) 社会教育計画の一般方針を定めること。
- (14) 教育委員会の所管に属する各機関の委員の任免及び委解嘱に関すること。
- (15) 教育職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、福利及び厚生的一般方針を定めること。
- (16) 通学区域を定め、又は変更すること。

(3) 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条に規定される教育委員会の職務から、前記(1)及び(2)に掲げたものを除いた部分について、管理・執行を教育長に委任して行う事務として扱い、第5次清水町総合計画の施策名ごとに指標を設けました。

また、中項目は第5次清水町総合計画の施策の方向、小項目は中項目に係る取組の内容とし、小項目に対する点検及び評価を実施しました。

ただし、スポーツに関する事務については、「清水町地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例」の制定により、令和2年7月から町長部局が執行しているため、評価対象から除外しています。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（昭和31年6月30日 法律第162号）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。

- ハ 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- ハ 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

3 点検・評価の方法

○大項目1及び3の評価の方法は、「達成度」とし、5段階で表しています。
また、点検・評価の内容を3つの視点（①実施内容②評価③改善内容）から表すこととしました。

【評価の段階】

- 5・・・計画を大幅に上回る成果を出した。
- 4・・・計画をやや上回る成果を出した。
- 3・・・計画どおり業務を遂行した。
- 2・・・計画にやや到達しなかった。
- 1・・・計画を大きく下回る成果であった。

○大項目3では、第5次清水町総合計画の前期基本計画で設定した指標を基に、目標値に対する評価年度の進捗状況を表しました。

【進捗状況】

- A・・・予定をはるかに上回る
- B・・・概ね予定どおり
- C・・・予定より遅れている

4 点検・評価の経過

点検及び評価の実施にあたっては、令和6年度の事業について、その進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性について、内部評価を行うと同時に、学識経験者の知見活用として、「清水町教育委員会事務等点検・評価委員」から御意見・御助言をいただくこととしました。

清水町教育委員会事務等点検・評価委員は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第2項において「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」と規定されていることから、その客観性を確保することを目的として設置したものです。

また、同委員の人選にあたっては、大局的見地から助言をいただける方及び学校教育・社会教育に精通した方として、以下のとおり就任を依頼しました。

清水町教育委員会事務等点検・評価委員（敬称略）

氏名	所属等
久我 直人 教授	国立大学法人 鳴門教育大学大学院学校教育研究科

年月日	会議等	内容
令和7年7月23日(水)	教育委員会委員会議	説明
令和7年8月7日(木)	点検・評価委員	ヒアリング
令和7年8月20日(水)	教育委員会委員会議	審議・承認

5 清水町教育委員会の自己点検・評価シート（令和6年度実績用）及び 清水町教育委員会事務等点検・評価委員からの意見・評価

自己点検・評価の考え方

達成度	今後の方向性		点検・評価
5・・・計画を大幅に上回る成果を出した。	拡大	縮小	○…実施内容
4・・・計画をやや上回る成果を出した。	継続	廃止	➡…評価
3・・・計画どおり業務を遂行した。	見直し	完了	●…改善内容
2・・・計画にやや到達しなかった。			
1・・・計画を大きく下回る成果であった。			

大項目1 教育委員会の活動

中項目	小項目	判定		点検・評価	意見等
		達成度	今後の方向性		
(1)教育委員会の会議の運営改善	①教育委員会会議の開催回数	3 (3)	継続 (3)	○ 定例会を月1回（年間12回）開催するとともに、県費教職員人事異動内申案について、臨時会を1回開催した。 ➡ それぞれの会議において活発な議論が行われた。 ● 定例会・臨時会ともに合理的な会議運営を図る。	定例会に加え、必要に応じて臨時会が、適切に開催されている。
	②教育委員会会議の運営上の工夫	3 (3)	継続 (3)	○ 議案や前回の会議録の案を事前に各委員に配布した。 ➡ 効率的な議事進行が図られた。 ● 今後も資料を事前配布するとともに、資料に目を通す時間を確保する。	事前に議案や前回の会議録の原案を各委員に配布等、効率的、効果的な運営がなされている。 町内の学校を会場に設定されていることも評価される。
(2)教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信	①教育委員会会議の公開の状況	3 (3)	継続 (3)	○ 定例教育委員会は開催日等を町の掲示板及び、ホームページに掲載し、公開の形で行った。傍聴がある場合、傍聴者用の資料を配布するとともに、個人情報等が取扱われる議題は2部制(非公開)により対応した。 ➡ 情報の取扱に留意し、町民の傍聴機会を設け傍聴者が定着した。 ● 今後も事前周知し、傍聴の機会を設けている。	定例教育委員会が公開されていることと、ホームページで開催日時等が公表され、町民の傍聴機会が設定されていることが評価される。 個人情報を含む議題については非公開とし、配慮されている。
	②議事録の公開、広報・広聴活動の状況	3 (3)	継続 (3)	○ 会議録の公開については、情報公開請求に基づき対応している。 ● 議事録の公開を行うべく検討する。	会議録について、改善内容にもあるとおり個人情報等の扱いに配慮しながら、ホームページ等での公表を検討されたい。

中項目	小項目	判定		点検・評価	意見等
		達成度	今後の方向性		
(3)教育委員会と事務局との連携	①教育委員会と事務局との連携	3 (3)	継続 (3)	○ 事務局が、議題等を各委員に事前配布するとともに、必要に応じ説明を行っている。 ➡ 教育委員と事務局が、連絡調整を行うことができた。 ● 必要に応じて、会議前の事前説明や意見聴取を行う。	必要に応じて、事務局から各委員へ議案書等を配布に加え、説明を行っているなど、適切に連携されている。
(4)教育委員会と町長の連携	①総合教育会議への出席	4 (4)	継続 (3)	○ 7月と3月に年2回会議を行った。 ➡ 町長と教育委員が積極的な意見交換を行うことができた。 ● 今後も町長と教育委員が意見交換を行う場を設ける。	町長と定期的に場を設定した意見交換がなされている。 また、不登校児童生徒にかかる今日的課題や外国人児童生徒にかかる清水町の教育課題についても議論されていることが評価される。
(5)教育委員の自己研鑽	①研修会への参加状況	4 (4)	継続 (3)	○ 関東甲信越静教育委員会研修会へ参加した。 - 駿東地区教育委員会連絡協議会研修会へ参加した。 - 静岡県市町教育委員会研修会へ参加した。 ● 今後も研修会へ積極的に参加する。	県外の研修会に参加され、最新の情報の収集等が成されたことが評価される。
(6)学校及び教育施設に対する支援・条件整備	①学校等の訪問	4 (4)	継続 (4)	○ 教育委員会を各学校で開催し、3小学校2中学校の全校と1幼稚園に出向き、校長等から経営方針の説明や授業参観を行い情報交換や現場の状況把握を行った。 ➡ 学校の教育方針や教育現場、教育施設の確認をすることができた。 ● 今後も学校訪問等を積極的に行う。	町内小中学校を訪問し、現場の実態把握や校長との情報交換がなされている。 学校の実態をを踏まえた教育委員会からの支援が期待される。
	②所管施設の訪問	3 (3)	継続 (3)	○ 所管施設への訪問は、小中学校を優先したため見送ったが、地域交流センターや図書館の開催事業等については、必要に応じ報告を受けた。 ➡ 現状把握に努めた。 ● 今後は所管施設の訪問を積極的に行う。	小中学校を優先的に訪問し、工夫した実態把握がなされた。 今後、さらに所管施設の計画的な訪問が求められる。

※（ ）及び意見等は清水町教育委員会事務等点検・評価委員からの点検・評価

大項目 2 教育委員会が管理・執行する事務

中項目	点 検
(1)教育行政の運営に関する基本方針を定めること。	該当なし
(2)教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。	○規則改正 4 件 規則制定 0 件 廃止 0 件 ○要綱改正 5 件 要綱制定 0 件 廃止 0 件 ○規程改正 1 件
(3)教育予算その他議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出に関すること。	○予算関係 4 件 ○決算関係 1 件 ○条例関係 0 件
(4)教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を設置し、又は廃止すること。	○令和 6 年度は、該当なし。
(5)教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。	○3 月定例会において、清水町教育委員会事務局職員の令和 7 年 4 月 1 日付け人事異動案を提出した。
(6)県費負担に係る校長及び教職員の任免その他の人事の内申に関すること。	○臨時会を開催し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 38 条の規定により県費教職員の内申を行った。 ○令和 6 年度末の人事異動に際し、静東教育事務所に職員の内申を行った結果、教育委員会の意向に沿った異動がなされた。
(7)教育職員の研修計画の大綱を定めること。	○令和 6 年度は、該当なし。
(8)教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。	○令和 5 年度の教育の主な施策や事務事業の取組状況について、教育に関し学識経験を有する外部有識者の意見を活用して点検評価を行い公表した。
(9)教育委員会の所管に属する各種委員会の委員の任命又は委嘱に関すること。	○学校運営協議会設置校の指定及び委員の任命について ○学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について ○図書館協議会委員の委嘱について
(10)教科用図書の採択の決定に関すること。	(7 月定例会) ○令和 6 年度は、令和 7 ～10 年度使用の中学校教科用図書の採択を決定した。
(11)通学区域を設定し、又は変更すること。	○令和 6 年度は、該当なし。
(12)文化財を指定し、又は指定を解除すること。	○令和 6 年度は、該当なし。
(13)請願、陳情、訴訟及び異議の申立てに関すること。	○令和 6 年度は、該当なし。

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

自己点検・評価の考え方 達成度 点検・評価 5・・・計画を大幅に上回る成果を出した。 4・・・計画をやや上回る成果を出した。 3・・・計画どおり業務を遂行した。 2・・・計画にやや到達しなかった。 1・・・計画を大きく下回る成果であった	○…実施内容 ➡…評価 ●…改善内容
---	---

基本目標 1 誰もがやすらぎと生きがいを感じる「笑街健幸」のまちへ

施策 1－4 ≪気楽に学び文化活動を楽しむ環境の充実≫

指標名	(R2) 基準値	(R7) 目標値	(R6) 実績値	進捗状況
社会教育の講座や教室にまた参加したいと思う人の割合	92.4%	93.5%	88.1%	C
町民1人あたりの図書貸出点数	2点	5点	4.4点	C

進捗状況 : A・・・予定をはるかに上回る B・・・概ね予定どおり C・・・予定より遅れている

小項目	達成度	点検・評価	意見等
① 社会教育の推進	3 (3)	○ 団体等からの依頼により、町職員を講師として派遣し、町の事業に関する説明など要望に応じた出前講座を随時開催した。 地域の教育力を向上・活性化させるため、知識や技能をもった指導者等の人材バンクとして「泉のまちインストラクター制度」を設置し、随時、登録・更新を行った。 また、ホームページで周知している。 ➡ 出前講座については、毎年、同じ内容の講座の派遣依頼が多い。 インストラクター制度の利用を希望する個人・団体等の申し込みはなかった。 社会教育体験講座では、町の特産である麴を使用した味噌玉づくりを行い、地元の歴史や麴について学び郷土愛を深めることができた。 ● 出前講座の利用は例年並みであるが、出前講座以外にも職員の講座等が実施されているので、実態を把握する必要がある。インストラクターの利用は長年ないため、今後の在り方について検討していく必要がある。 社会教育体験講座では、町商工会と連携し地元企業の協力を得られた。今後、地元企業との連携を強化していきたい。	地域の教育力向上や活性化のための「泉のまちインストラクター制度」の設置に加え、学校・地域協働本部等の組織を活用した、繋がりのある広報がなされている点が評価される。 社会教育の講座等と地域学校協働本部活動とを結びつける活動を増やしていくことが、子どもの成長と地域の活性化を同時具現化していく可能性がある。 インストラクター制度の検討を含め、上述の個別の取り組みが、相互に連携し、より効果的な広報やそれぞれの取り組みの活性化に繋がることが期待される。 また、介護にかかる講座のニーズの高まりが確認される。時代のニーズに応じた講座や支援につながる仕組みづくりが求められる。
② 文化・芸術活動の振興	4 (4)	○ 文化団体の活動を促進し、町民の創作意欲の高揚を図るとともに、広く創作発表と鑑賞の機会を提供するため、芸術祭を開催している。 町民に身近な場所である地域交流センターにおいて、定期的にコンサートや講演を開催し、文化芸術に触れる機会を提供した。 ➡ 令和6年度は、キットパスガラスアート、クラフトバンド講座を開催し、子どもから大人まで作品を制作する機会を提供することができた。 文化講演会では、千田嘉博氏を講師に迎え、「城から歴史を愉しむ」と題し講演を行うことにより、多数の来場者が訪れ、町の歴史に触れる機会を提供	町民の文化活動支援について、様々な企画がなされ工夫されていることについて評価される。 魅力的な講座や講演会、芸術祭が企画されたことが評価される。HPや既存の組織を活用した広報等で若い世代の参加・来場が期待される。

		することができた。 芸術祭においては、発表部門ではミニコンサートを行い、出演者と観客がダンスと歌を共演し、多くの来場者でフィナーレを飾ることができ、活性化を図った。展示部門では11月1日から12月1日までの約1か月間を、前期、中期、後期に分け作品の入れ替え展示を行い、多くの方が鑑賞する機会を提供することにより、町民の創作意欲の高揚と文化活動の活性化に繋げた。 また、例年開催している音楽会やカレッジを開催することにより、町民に文化芸術に触れる機会を提供することができた。 ● 芸術祭、音楽会、カレッジ等では、町民が文化芸術に関する関心度を高めることができるよう小中高生の若い世代の参画や人材育成を促進する。 芸術祭は実行委員会を組織して実施しているが、来場者が増え魅力を感じられるよう、更なる創意工夫に努め、町民への周知を図る。	
③ 図書館の充実	4 (4)	○ 清水町こども読書活動推進計画を推進するため、読書習慣づくりやブックスタート事業等を実施し、地域や学校、家庭と連携した読書環境の整備に努めた。 読書の普及を図るため、館内展示を定期的を実施するとともに、各種講座を開催し、図書館利用者の読書意欲の向上を図った。 毎月保健センターで行われる6か月健診時にブックスタート事業を実施し、読み聞かせの楽しさを伝えた。 また、毎月2回、図書館内で小学生以下の子どもとその保護者を対象に読み聞かせやミニクラフトづくりを行ったほか、映画上映会、工作教室等を開催した。 読み聞かせや紙芝居の制作を行うボランティア団体育成のため、団体活動への支援や活動の場所を提供した。 町内の大型書店と連携し、本に触れ合う時間を提供するためのブックフェアの開催や書店売上ランキングや書店のおすすめ本を図書館内やホームページに掲載するなど地域の読書活動を促進した。 ➡ 令和6年度は、新たに利用者のお勧め本の紹介・展示など、利用者参加型の展示を行い、図書館利用者の拡大に努めた。 また、児童、親子及び一般を対象とした図書館講座を開催するなど、イベント等を通して図書館の利用促進及び読書推進を図った。 ● 積極的にホームページや広報紙、チラシ、SNSなどを活用して、図書館の最新情報や主催する各種講座を周知し、多くの町民に読書の楽しさ・面白さを体験してもらう。 図書館ボランティアの育成のため、今後も各種団体と連携を図るとともに活躍の場を提供していく。 積極的かつ正確なレファレンスを行うことにより、利用者の要望に応え、同時に図書館の魅力をアピールする。 複合施設のメリットを生かし、保健センターとの連携事業や新たなソフト事業を考え積極的に実施し	図書館と保健センターの複合施設という特徴が活かされ、検診とブックスタート事業をセットで設計することで、幼少から図書と親しむ工夫がなされている点が評価される。また、大型書店との連携した取り組みも評価される。 図書館のイベントを実施することで効果的に利用者の増加がなされた。 広報の工夫もされ、図書館の利用者カードの登録者数が増加傾向にあり、今後も親しみやすい図書館運営が期待される。 複合施設のメリットを生かし、6か月検診をきっかけとした、本を通しての子育てのネットワークの構築等、新たな事業展開が期待される。

		ていく必要がある。 「清水町こども読書活動推進計画－第4次計画－」 を作成したため、計画に基づく方策について、各団 体と連携し進捗状況を確認し検証していく。	
--	--	--	--

※（ ）及び意見等は清水町教育委員会事務等点検・評価委員からの点検・評価

自己点検・評価の考え方	
達成度	点検・評価
5・・・計画を大幅に上回る成果を出した。	○…実施内容
4・・・計画をやや上回る成果を出した。	➡…評価
3・・・計画どおり業務を遂行した。	●…改善内容
2・・・計画にやや到達しなかった。	
1・・・計画を大きく下回る成果であった	

基本目標 2 子どもの成長や学びを地域全体で支えるまちへ

施策 2-1 《子どもが健やかに育つ環境の充実》

指標名	(R2) 基準値	(R7) 目標値	(R6) 実績値	進捗状況
子育てしやすいまちだと思う 保護者の割合	70.6%	80.0%	68.6%	C
ファミリー・サポート・センター 活動件数	481件	500件	532件	B

進捗状況 : A・・・予定をはるかに上回る B・・・概ね予定どおり C・・・予定より遅れている

小項目	達成度	点検・評価	意見等
① 地域における子育てへの支援	3 (4)	○ 子育て総合支援センターにおいて、親子の孤立化を防ぎ、不安感を緩和しながら子育てができるよう、親子が交流できる場の提供やファミリー・サポート・センター事業を実施した。 ➡ 新型コロナウイルス感染症が5類となったことから、人数制限の緩和、換気及び遊具の消毒を徹底しながら感染予防に努め、交流事業や子育て講座、一時預かり、子育て相談を実施した。 ● 子育ての支援を推進する。 ○ 町内保育所の子育て支援センターでは、特色を活かした交流イベント、育児相談等を実施した。 ➡ 感染予防のため、換気や遊具等の消毒を引き続き行い、地域の子育て支援を行った。 ● 子育ての支援を推進する。 ○ 地域親子ふれあいランドは、子育て支援アドバイザーによる育児相談を行うとともに、地域の親子が遊びの場を通じ、情報交換・交流を図った。 ➡ 令和6年度は、子育てサークルに委託し、子育てサークルスタッフや主任児童委員等の協力を得ながら、交流拡大を目的としたサロンを実施した。 ● 子育ての支援を推進する。 ○ 子ども・子育てコンシェルジュによる、教育・保育施設や子育て支援事業等の利用について、子育て世帯に対する案内や相談を実施した。 ➡ 令和6年度からは、拠点を清水保育所に移し、保健センターの検診の場等に出向く相談方法とした結果、子育て方法に関する相談が増加した。 ● 子育て世帯の不安解消等に努める。 ○ 児童福祉法改正により設置した、清水町こども家庭センターは、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として開始した。 ➡ 相談支援業務や要支援家庭に対し児童福祉・母子	令和6年4月に設置された「こども家庭センター」（こども未来課の「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」と健幸づくり課の「子育て世代包括支援センター（母子保健）」を統合）は、町内のすべての児童及び家庭を対象に、実情の把握、情報の提供、相談対応、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援が一体的に行われるようになり、高く評価される。 令和6年度から、要保護児童等対策地域協議会で継続支援をしている要保護児童、要支援児童、特定妊婦に対するサポートプランの作成と交付が行われ、家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業・子育て短期支援事業）が開始されたことも評価される。 親子の孤立化を防ぐために、ファミリー・サポート・センター事業や育児相談、子育てサークル等の支援がなされ、子育て支援アドバイザーや子ども・子育てコンシェルジュ等によって、多層的に支援が構成されていることが評価される。 これら多様な事業や支援情報について、Instagram等を活用して発信されている

		保健が一体的となったサポートプランを作成した。 ● 子育て世帯の不安解消等に努める。 ○ 町内幼稚園及び保育所の行事や施設情報、子育て総合支援センターの利用情報、子育て支援事業等をSNSによる情報発信やガイドブック配布により、子育て世帯に向けて、情報提供を実施した。 ➡ インスタグラム等、SNSを活用した情報提供に努めた。 ● 子育て情報の更なる周知に努める。	ことが評価される。 これら事業や人の配置について、「こども家庭センター」を基軸とした情報収集、広報により、より支援が必要な人に支援が行き渡るような工夫が求められる。相談件数の増加傾向が確認でき、評価される。
② 健やかな子育てへの支援	4 (4)	○ こども医療費助成事業において、保護者の経済的負担軽減と疾病の早期発見・早期治療による重篤化を防止するため、高校生年齢相当までの完全無料化を実施した。 ➡ 子育て世帯の負担軽減に寄与した。 ● 子育て世帯の負担軽減を推進する。 ○ ひとり親家庭の支援において、保護者の経済的負担軽減を図るため、療養に要する費用の一部を助成し、また、児童の健全な育成を援助するため、その児童が小学校及び中学校入学時に入学祝金を支給することにより福祉向上に寄与した ➡ ひとり親家庭の負担軽減に寄与した。 ● ひとり親家庭の負担軽減を推進する。 ○ 病児保育施設利用料助成事業では、病気等により集団保育及び集団生活が困難な期間にある児童を保育するために利用した病児保育施設利用料の助成を実施した。 ➡ 子育て世帯の負担軽減に寄与した。 ● 子育て世帯の負担軽減を推進する。	こども医療費助成事業、病児保育施設利用料助成事業そしてひとり親家庭支援を通して、子育て世帯の負担軽減が成されており、評価される。 また、幼児教育・保育の無償化とともに新制度へ対応していない預かり保育等に対しても給付事業を実施し、子育て家庭への経済的支援の充実が評価される。
③ 幼児教育・保育環境の充実	3 (3)	○ 保護者が安心して家庭教育を行えるよう、家庭教育支援員が町内幼稚園に出向き、保護者を対象に家庭教育講座を行った。 新たな試みとして、講座の前座としてスマホルールアドバイザーミニ講座を実施した。 ➡ 家庭教育講座では保護者同士がコミュニケーションを図れるよう、家庭教育ワークシート「つながるシート」の活用や、アイスブレイク等を取り入れるなど、保護者同士につながりを持たせることにより、孤立化の解消や子育てへの不安の軽減に努めた。 スマホルールアドバイザーからのミニ講座は、早い段階からスマホについての情報を発信できた。 ● 共働き家庭の増加で参加者数が伸び悩む状況があるため、気軽に参加できる環境づくりや時間帯について検討する必要がある。 ○ 幼稚園は、少子高齢化や保育所へのニーズ増加により、年々入園率の減少が見られるが、施設の改修や地域に開かれた特色ある幼児教育の充実に努めた。また、保育所では、一人ひとりを大切に、地域に根ざした運営を行うとともに、民間保育園の運営に対し、各種補助事業を実施し、保育環境の充実に努めた。	家庭教育支援員の制度がより効果的に機能するように、園へ訪問し、家庭教育講座、家庭教育学級等が設定され、工夫がなされている点が評価される。 特色ある幼稚園教育の推進とともに、保護者支援の工夫がなされていることが評価される。 一方、共働き世帯の増加という社会構造の変化は、今後進むことが予想される。その中で、今後の民間保育園と幼稚園の関係や在り方を検討することが、今後求められる。

		➡ 共働き世帯の増加により、保育ニーズが増加しているが、待機児童が発生しなかった。 ● 働きながら安心して子育てできるよう仕事と生活の調和を図るため、必要に応じて保育士の確保に努める。	
④ 青少年育成の充実	3 (3)	○ 青少年問題協議会、青少年健全育成会議を開催した。一斉補導は夏季と冬季の年2回実施し、12月には街頭補導を実施した。その他に地域の活動として、地区分散の見守り活動を実施した。 7月、9月、11月、1月、3月の「町民あいさつ運動週間」には、一斉街頭啓発を各地区で実施した。 小中学校生徒指導連絡協議会を通じ、各学校との連携強化と情報の共有を図った。 青少年の善行に対しては、各学校で善行賞表彰を実施した。 わたしの主張発表大会、子ども体験教室を実施した。春休みの体験教室では、地域の事業者の研修施設で講座が開催でき、職業体験も含めることができた。 ➡ 子ども体験教室では、地元企業の協力を得て開催でき地元企業を学ぶことに寄与できた。 年2回の地区分散の見守り活動は、地域で子供たちを見守っていることをアピールできた。 地域に根差した活動としてあいさつ運動を3回から2回増し年5回とした。 ● 街頭補導について、少子化の影響により、外に出歩く子供の数が減少しており、補導員から街頭補導自体に疑問の声が寄せられており、時代に合った補導の在り方を検討する必要がある。	青少年問題協議会、青少年健全育成会議が定期的に開催され、街頭補導も実施されている。開発的生徒指導の視点からの取り組み（善行賞、主張発表大会、子ども体験教室等）も評価される。 一方、全国的に、不登校児童・生徒の増加の問題や子どもの貧困、ヤングケアラーの問題等が指摘されているが、これら家庭背景を踏まえた問題についての実態把握と情報共有、多面的な支援策についての検討が期待される。

※（ ）及び意見等は清水町教育委員会事務等点検・評価委員からの点検・評価

自己点検・評価の考え方		
達成度	点検・評価	
5・・・計画を大幅に上回る成果を出した。		○…実施内容
4・・・計画をやや上回る成果を出した。		➡…評価
3・・・計画どおり業務を遂行した。		●…改善内容
2・・・計画にやや到達しなかった。		
1・・・計画を大きく下回る成果であった		

基本目標２ 子どもの成長や学びを地域全体で支えるまちへ

施策２－２《子どもの可能性を育む学校教育の推進》

指標	(R2) 基準値	(R7) 目標値	(R6) 実績値	進捗状況
学校が楽しいと思っている児童生徒の割合	89.8%	92.0%	88.3%	C
将来の夢や目標を持っている生徒の割合	75.0%	78.0%	76.5%	C
地域や社会を良くするために、何かをしている、または何をすべきかを考える生徒達の割合	73.0%	76.0%	67.5%	C

進捗状況： A・・・予定をはるかに上回る B・・・概ね予定どおり C・・・予定より遅れている

小項目	達成度	点検・評価	意見等
① 特色ある学校教育の推進	3 (3)	○ 英語教育の充実を目的に児童生徒に対し、J E T プログラムの活用によるA L Tの配置、英語検定受験料の補助を行った。 ➡ 児童生徒にネイティブな英語を聞く機会が増え外国語教育の充実や異文化交流が図られた。また、A L Tが主体となった授業発表や町内学校間でのA L T派遣を実施するなど効率的運用を行った。英語検定料補助の受験数が増加した。 ● J E Tプログラムを活用したA L Tは教諭経験が少ない人材が多く、学校の英語教育に資する人材を招致できるとは限らないため、A L Tの資質向上を目的とした研修等への参加・主体的指導が実践できるよう担当教諭と連携強化を図る。また、検定料の助成について、受験率を向上させるため、引き続きホームページなどを活用し広く周知することが必要である。 ○ 児童生徒及び保護者を福祉の視点から支援するスクールソーシャルワーカーや、言語面での支援を行うため外国籍児童生徒学校生活等支援員を派遣した。また、きめ細やかな指導の充実を図ることを目的に、各小学校の1・2年生に対し学校生活支援補助員や支援の必要な児童に適切な指導等を行うため、特別支援教育補助員、特別支援学級支援員、生活指導員を配置した。加えて、教員の担うべき業務に専念できる環境づくりの一環として、校務支援員の配置を行った。 ➡ 学校ニーズに応じた多様な支援員を配置した。 ● 特別支援学級や外国籍児童生徒の人数が年々増加していることから、更なる対応を検討する必要がある。 ○ 不登校及び不登校傾向を示す小中学生やその保護者を対象に、個別的・社会的な適応支援と専門的・継続的な家庭教育支援を行うための教育支援センターを令和3年度に整備し、令和5年度から教育支援	町内各校へALTを配置し、実用技能英語検定の全額助成を進める等、今後のグローバル社会を生き抜くための英語スキルの向上のための具体的方策がとられている等、高く評価される。 英語検定助成の受験者数の増加が確認された。今後も本事業について効果的に広報され、グローバル人材育成が進められることが期待される。 スクールソーシャルワーカー等の配置がなされ、支援を要する児童・生徒への切れない支援が進められていることが評価される。外国籍児童生徒への対応も配慮されていることが評価される。 増加する不登校・不登校傾向の児童生徒への対応として、教育支援コーディネーターの増員を含め、対象の児童生徒とその保護者への支援を構造的に構築しようとしていくことが評価される。 このことは、教員の働き方改革にも繋がる取り組みとして、評価される。

		コーディネーターを1人増員し2人体制に拡充した。 また、教育支援センターは、令和6年度からは、福祉センターを拠点とした。 ➡実利用人数・延べ教室日数・相談回数が増加した。 ● 学校への登校が困難な子どもたちは依然として増加しているため、教育支援センターの支援機能等の強化が必要である。	
②時代に即した教育環境の充実	3 (3)	○ GIGAスクール構想に基づき、小中学校の児童生徒に一人1台学習用端末・学習支援ソフトの導入、教職員の負担を軽減するための校務支援システム・PCの整備等を行った。 アプリを活用した学校ホームページ情報と連動したICT環境による保護者への連絡機能等を備えたシステムを導入した。 ➡ 教員、児童生徒のICT教育の環境整備が図られた。児童生徒の端末の家庭への持ち帰りの活用が図られた。 ● 学習用端末の更新時期を見据えた端末整備が必要である。また、NEXTGIGAに向け、学習ツールと校務のクラウド化への対応が求められる。 ○ 小中学校の施設の損傷及び機能低下を回復するため、町立小中学校施設の改修を行った。また、南小学校北校舎改築工事関連の解体工事や仮設校舎賃貸借契約及び特別教室への空調設備設置工事なども実施した。 ➡ 児童生徒が生活する環境の改善が図られた。 ● 今後も、各学校と協議を行い、優先順位を定め予算の範囲内で効率的な対応を図る。また、長寿命化計画に則り、順次小中学校の大規模改修若しくは改築への対応が求められる。 ○ すべての子どもが安全で安心して学べる学校生活を送ることができるよう、安定的な給食の提供を目的に、調理業務の委託を行った。 ➡ 安定的な給食の提供が図られた。長引く物価高騰の影響から給食提供単価を上げ、保護者負担は据え置き、公費負担にて対応した。 ● 長期間使用している備品が多く、更新の時期を迎えるものへの対応が必要である。また、学校給食費を公会計へ移行したため、町が保護者から直接徴収するための体制整備が必要である。 ○ 子どもの読書活動推進を目的に学校図書館の充実を図るため、学校司書の配置及び図書の購入を行った。 ➡ 学校図書の充実が図られた。 ● 令和5年度末51,874冊が令和6年度末52,469冊となったが、図書館運営に関する情報共有や、各校の特色を生かしつつ、廃棄等のルールを統一する必要がある。	GIGAスクール構想に基づき、児童生徒の学びの充実に向けた取り組みと工夫が進められていることが評価される。また、校務支援システムと結びつけた教職員の業務の情報化が進められていることが評価される。様々な学習支援ソフト等が開発活用され、効果的に運用されることが期待される。 小中学校の施設、環境整備について、学校からの要望を丁寧にとりまとめ、対応されている点が評価される。 学校給食費の公会計化が進められ、学校の業務改善に寄与している。さらに、物価高騰への対応がなされていることが評価される。 学校司書の配置、図書の購入等、学校図書の充実について評価される。

		○ 中学校の部活動の地域移行を図るため、部活動指導員を派遣（配置）した。 令和6年度の実施部活は、バレーボール、ホッケー、卓球、野球、ソフトテニス、陸上にて実施した。 ➡教員の負担軽減に資することができた。 ● 部活動の指導員の確保が課題となっている。	
③ 地域とともにある学校づくりの推進	3 (4)	○ 地域の教育力を学校運営に取り込むため、学校・家庭・地域からなる学校運営協議会を設置し学校の諸問題について、助言・意見等をいただいた。 ➡ 町の全体会を2回開催し、各学校での協議会活動の現状を発表・共有するとともに、「学校運営協議会の成果と課題、今後について」をテーマとしてグループワークを行った。 ● 地域学校協働活動推進委員を意図的に配置することで、これまでの学校側の意見や要望に対して地域・保護者が応えるという側面に加えて、地域にある各団体が緩やかに連携していく素地ができつつあるので、さらに進めていく必要がある。 ○ 地域・学校・家庭の連携・協働体制を整え、地域ぐるみで子供を育てることを目的に、町内各小中学校に地域学校協働本部を設置している。地域学校協働活動推進員が中心となり、学校支援ボランティアも関わり、各学校のニーズに応じた支援活動を行った。 町内2小中学校からの家庭教育支援員派遣の要請に応じ、家庭教育学級の計画・立案等の支援を行った。 放課後や週末等において、子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して様々な体験・交流活動の機会を提供することを目的に、町内の小学1年生から6年生までを対象に、平日の放課後及び土曜日に各学校の体育館等で、スポーツ・文化活動などの体験や地域住民との交流、学習機会を体験できるチャレンジキッズ教室を開催した。 ➡ チャレンジキッズ教室では、シルバー人材センターや地域連携パートナーシップ協定を締結した民間団体等と連携し運営体制を整え、他学年による交流を図った。 土曜日開催の教室では、企業のバックヤード見学を行い実際どのように運営しているのか学ぶことができた。平日の教室とは違い、他学校の児童との交流にもつながった。 ● 地域学校協働本部の人材の育成、有償ボランティアの人員確保・予算拡充など持続可能な仕組みの構築が今後の課題である。 県主催の協議会に研修のため地域学校協働活動推進員に参加してもらった。 県主催の家庭教育支援員養成講座等に支援員が参加しスキルアップを図るとともに、新たな支援員の人材確保に努めた。	社会の構造的な変容があり（昭和が3世代型、平成が核家族型、令和が共働き型）、多くの大人のまなざしの中で、子どもたちを育てる仕組みづくりが求められている。その中で、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働本部の設置が進められている。コミュニティスクールや地域学校協働本部活動において、各学校のニーズに応じた学校支援（学校教育支援ボランティアの活用等）がなされていることが高く評価される。これら仕組みを通して、子どもの健やかな成長と教員の働き方改革が同時に実現する仕組みの構成が期待される。 保護者への支援が子どもの健やかな成長に繋がるケースが多数報告されている。その中で、家庭教育支援員による講座や具体的な個別の支援、放課後・週末におけるチャレンジキッズ教室等、地域ぐるみで子育てを支援する効果的な仕組みが構成されていることが高く評価される。家庭教育講座を通じた保護者同士の繋がりも高く評価される。 地域学校協働本部との連携や県の講座を通じた支援員の資質向上等、構造的な取り組みが成されていることが評価される。今後、地域学校協働本部の人材の発掘、予算の拡充等を通じた持続可能な仕組みの構築が期待される。

※（ ）及び意見等は清水町教育委員会事務等点検・評価委員からの点検・評価